

稲沢市 公募型補助金

～ 団体の挑戦を、まちの力に。～

市民活動団体が行う公益的な社会貢献事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民活動団体の自発的な活動を推進及び活性化を図り、もってその自立を促すことを目的とした補助金です。

補助金額
最大

10 万円



「市民活動」とは

「市民活動」とは、営利を目的とせず、かつ、豊かで多様な市民生活の実現に寄与することを目的とする市民の自発的な社会参加活動です。

● 補助を受けられる「市民活動団体」の要件

01

市内において継続的に市民活動を行っている、又は行う意思があると認められる5名以上で構成された団体であること。

02

市内に活動拠点を有すること。

03

組織の運営に関する規約、会則等の定めがあること。

04

稲沢市暴力団排除条例（平成23年稲沢市条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

○ 補助対象となる事業について

01

補助金の交付の対象となる事業は、市民活動団体が実施する事業であって、その内容が市民活動団体の自立促進及び活性化に寄与すると市長が認めるもの。

02

国もしくは他の地方公共団体又は民間団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

03

令和9年度中に実施、完了となる事業であること。

× 次の各号のいずれにも該当しないこと

01

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動。

02

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動。

03

特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。



近年の補助実績



ヒストリアいなざわ



特定非営利活動法人
ふぁみりい・らぼ



発達障がい児者の家族の会
スモール・ステップ



稲沢市聴覚障害者福祉協会

相談期間

応募を希望される団体は
必ず事前相談（要予約）を受けてください。

令和8年

10.1 [木] — 10.30 [金]

応募期間

所定の様式に必要な事項を記入し、
市役所地域協働課へ提出してください。

令和8年

11.4 [水] — 11.13 [金] 必着

受付時間

土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

詳しくはこちらから



問合せ先

稲沢市 市民福祉部 地域協働課 コミュニティグループ

メールアドレス

chiik@city.inazawa.aichi.jp

住所

稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所1階

電話

0587-32-1146（ダイヤルイン）

このポスターは名古屋文理大学情報メディア学部
情報メディア学科の学生がデザインしたものです。
制作 頼瀬 琉璃